

三重労働局発表
平成23年11月25日

担 当	三重労働局職業安定部 職業対策課
	課長 中野 壽男 課長補佐 小西 克明 障害者雇用担当官 西 勝美 ☎059-226-2306

平成23年 三重県の障害者雇用状況の集計結果

(平成23年6月1日現在)

実雇用率は全国的に昨年を下回るなか、三重県においては上昇

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、三重労働局管内の平成23年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）

- ・実雇用率は 1.51%と 0.01 ポイント前年を上回った。（全国 46 位）
（上昇した局は 4 局のみ）
- ・雇用障害者数は、2,488.5 人（対前年 11.9%増加）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 49.4%（全国 28 位）

＜公的機関＞（同 2.1%、県教育委員会は 2.0%）

- ・県の機関；雇用障害者数 138.5 人、実雇用率 2.28%
県の 3 機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）は、いずれも前年の実雇用率を下回り、病院事業庁は未達成。
- ・市町等の機関；雇用障害者数 323.5 人、実雇用率 1.96%
市町等の 45 対象機関全体で雇用障害者数、実雇用率ともに前年を下回り、17 機関（鈴鹿市等）が法定雇用率未達成。
- ・県教育委員会；雇用障害者数 193 人、実雇用率 1.74%
雇用障害者数は前年を上回ったが、法定雇用率未達成で 28 人不足。
本日、労働局長より教育長に対して積極的な障害者雇用の取組みを指導。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況（第1表）

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 56 人以上規模の企業：法定雇用率 1.8%）に雇用されている障害者の数は 2,488.5 人で、前年より 11.9%（264 人）増加し、過去最高となった。（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、2,406 人となり、前年より 8.2%（181.5 人）増加となる。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 1,919 人、知的障害者は 474.5 人、精神障害者は、95 人であった。
- ・ 実雇用率は 1.51%（前年は 1.50%）であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると 1.59%程度となるものと推計される）。また、法定雇用率達成企業の割合は、49.4%（同 49.8%）であった。

○ 企業規模別の状況（第2表）

- ・ 企業規模別にみると、前年と比較して、実雇用率は、「1,000 人以上規模企業」を除くいずれの区分の企業でも改善されており、雇用されている障害者の数は、全ての区分の企業で前年より増加した。特に 56 人～100 人未満規模企業の実雇用率が、1.43% →1.49%と大きく上昇。
- ・ 実雇用率は、全体の实雇用率 1.51%と比較すると
1,000 人以上規模企業（1.82%）、同 500～1,000 人未満（1.66%）については上回り、300～500 人未満規模企業（1.43%）、同 100～300 人未満（1.36%）、同 56～100 人未満（1.49%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、「300～500 人未満規模企業」を除くいずれの区分の企業でも前年を下回った。

○ 産業別の状況（第3表）

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」などで多く、ほとんどの業種で前年より増加した。（「建設業」、「電気・ガス・熱供・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」では前年より減少した。）
- ・ 実雇用率では、「医療、福祉」（1.90%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（1.89%）、「農、林、漁業」（1.87%）の 3 業種は法定雇用率をクリアした。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成 23 年の法定雇用率未達成企業は 447 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 68.7%と過半数を占めている。

- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、62.2%となっている。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.1%）（第4表）

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）に在職している障害者の数は138.5人で、実雇用率は2.28%と、前年に比べ0.37ポイント下回った。3機関のうち病院事業庁が未達成。

(2) 市町の機関（法定雇用率 2.1%）（第5表）

県内の市町等の45機関（市町29、市町教育委員会8、公営企業6、地方公共団体の組合2）に在職している障害者数は323.5人で、実雇用率は1.96%と、前年に比べ0.25ポイント下回った。45機関のうち17機関（鈴鹿市、松阪市、伊賀市、菰野町、南伊勢町など）が未達成。

(3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.0%）（第4表）

三重県教育委員会に在職している障害者数は193人で、実雇用率1.74%と、法定雇用率未達成で28人不足となっている。

全国の実雇用率は、1.75%で47機関中14機関が達成している。

3 今後の取組み

今回の結果を踏まえ、今後は障害者雇用の改善に向け次の取組みを行う。

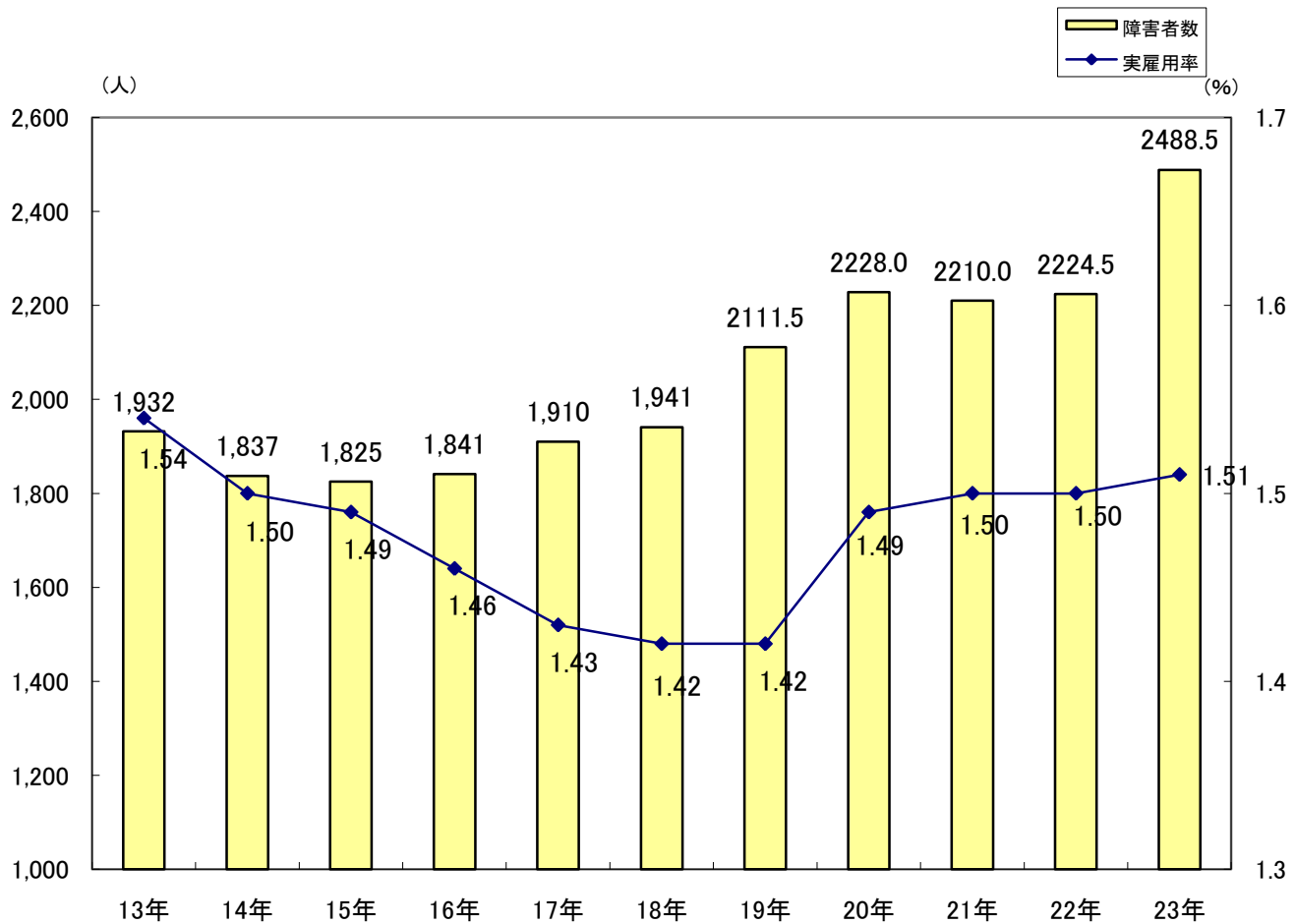
[民間企業]

- ・未達成企業に対し法の趣旨の周知を徹底し、障害者雇用に向けた具体的な取組みを促し、各企業が抱える障害者雇用への課題に対応したハローワーク等による支援の実施を行う。（例えば、特定求職者雇用開発助成金の周知など）
- ・また、障害者を雇用した企業に対するハローワーク及び関係機関等による定着支援の強化を図る。関連して、障害者雇用のための職域開発セミナーを開催する（12月に津、四日市で開催）。
- ・障害者本人と企業のマッチングを進めるための障害者就職面接会を開催する（11～12月に伊勢、松阪など7か所で開催）。
- ・労働局長を始めとした労働局幹部職員の企業訪問による要請・指導を引き続き行う。

[公的機関]

- ・障害者施策推進本部において決定された「重点施策実施5カ年計画」（平成19年12月25日決定）において、掲げられた「すべての公的機関で障害者雇用率達成」という目標達成のため、未達成機関の人事担当課長等には来局を求め、法定雇用率達成のための具体的な取組みについて指導を実施する。
- ・不足数の多い市町の首長等に対しての労働局長等による直接指導を実施する。
- ・公的機関で比較的取組みが遅れている身体障害者以外の障害者の雇用について要請を行う。（チャレンジ雇用の推奨）

三重県の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移(グラフ)



三重県の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

各年6月1日現在

区分	年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
障害者数(人)		1,932	1,837	1,825	1,841	1,910	1,941	2,111.5	2,228.0	2,210.0	2,224.5	2,488.5
	増・減(人)	6	△95	△12	16	69	31	170.5	116.5	△18	14.5	264
実雇用率(%)		1.54	1.50	1.49	1.46	1.43	1.42	1.42	1.49	1.50	1.50	1.51
	増・減	0.00	△0.04	△0.01	△0.03	△0.03	△0.01	0.00	0.07	0.01	0.00	0.01

注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(第1表) 民間企業における障害者の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

(平成23年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
	企業	人	人	人	人	人	%	%
一般の民間企業 〔1.8%〕	884	164,616.5	572	1,237	215	2,488.5	1.51	49.4
	(833)	(148,343.0)	(530)	(1,150)	(29)	(2,224.5)	(1.50)	(49.8)
特殊法人等 〔2.1%〕	3	2,195.0	15	11	2	42.0	1.91	66.7
	(2)	(1,707.0)	(7)	(11)	(0)	(25.0)	(1.46)	(0.0)

注) 1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注) 2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)

については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者

の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

(昨年は短時間障害者は精神障害者のみであった)

注) 3 ()内は、平成22年6月1日現在の数値である。

(第2表) 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
	企業	人	人	人	人	人	%	%
56～100人未満	394	28,542.0	73	256	46.0	425.0	1.49	49.5
	(360)	(26,076.0)	(70)	(232)	(1.0)	(372.5)	(1.43)	(50.6)
100～300人未満	358	56,270.5	173	381	74.0	764.0	1.36	49.2
	(350)	(53,454.0)	(160)	(392)	(11.0)	(717.5)	(1.34)	(49.4)
300～500人未満	87	30,856.5	99	231	25.0	441.5	1.43	47.1
	(78)	(26,458.0)	(88)	(194)	(7.0)	(373.5)	(1.41)	(42.3)
500～1000人未満	32	20,802.0	86	158	30.0	345.0	1.66	56.3
	(33)	(20,124.0)	(83)	(163)	(3.0)	(330.5)	(1.64)	(60.6)
1000人以上	13	28,145.5	141	211	40.0	513.0	1.82	53.8
	(12)	(22,231.0)	(129)	(169)	(7.0)	(430.5)	(1.94)	(58.3)
計	884	164,616.5	572	1,237	215.0	2,488.5	1.51	49.4
	(833)	(148,343.0)	(530)	(1,150)	(29.0)	(2,224.5)	(1.50)	(49.8)

注) 第1表と同じ

(第3表) 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

事項 産業別	企業数		常用労働者数		障害者の数						実雇用率		雇用率達成 企業の割合			
					A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)								
農、林業、漁業	5	(4)	535.5	(392.0)	2	(1)	6	(6)	0.0	(1.0)	10.0	(8.5)	1.87	(2.17)	60.0	(50.0)
鉱業、採石業、砂利 採取業	2	(2)	494.5	(418.0)	1	(1)	1	(1)	0.0	(0.0)	3.0	(3.0)	0.61	(0.72)	50.0	(50.0)
建設業	25	(21)	2,727.5	(2,337.0)	7	(8)	15	(14)	1.0	(0.0)	29.5	(30.0)	1.08	(1.28)	36.0	(42.9)
製造業	311	(308)	60,261.0	(56,398.0)	221	(208)	449	(456)	26.0	(3.0)	904.0	(873.5)	1.50	(1.55)	55.0	(57.1)
食料品・たばこ	50	(50)	9,254.0	(8,854.0)	33	(26)	84	(102)	6.0	(2.0)	153.0	(155.0)	1.65	(1.75)	66.0	(70.0)
繊維	6	(8)	526.0	(706.0)	2	(4)	6	(7)	0.0	(0.0)	10.0	(15.0)	1.90	(2.12)	50.0	(62.5)
木材・家具	5	(3)	482.0	(313.0)	0	(0)	6	(6)	0.0	(0.0)	6.0	(6.0)	1.24	(1.92)	60.0	(100.0)
パルプ・紙・印刷	6	(7)	756.5	(1,127.0)	2	(7)	0	(3)	0.0	(0.0)	4.0	(17.0)	0.53	(1.51)	16.7	(42.9)
化学工業	31	(33)	4,796.0	(4,962.0)	10	(10)	39	(40)	2.0	(0.0)	60.0	(60.0)	1.25	(1.21)	48.4	(48.5)
窯業・土石	14	(14)	2,427.5	(2,210.0)	9	(7)	15	(15)	2.0	(0.0)	34.0	(29.0)	1.40	(1.31)	50.0	(42.9)
鉄鋼	3	(4)	407.5	(463.0)	1	(1)	3	(4)	0.0	(0.0)	5.0	(6.0)	1.23	(1.30)	66.7	(75.0)
非鉄金属	7	(7)	583.0	(530.0)	1	(0)	1	(3)	1.0	(0.0)	3.5	(3.0)	0.60	(0.57)	28.6	(42.9)
金属製品	25	(23)	3,184.0	(2,976.0)	16	(13)	24	(22)	0.0	(0.0)	56.0	(48.0)	1.76	(1.61)	60.0	(56.5)
電気機械	49	(46)	18,824.0	(10,033.0)	86	(40)	133	(81)	10.0	(0.0)	310.0	(161.0)	1.65	(1.60)	57.1	(56.5)
その他機械	84	(79)	13,516.0	(18,398.0)	43	(77)	102	(132)	3.0	(1.0)	189.5	(286.5)	1.40	(1.56)	54.8	(51.9)
その他	31	(34)	5,504.5	(5,826.0)	18	(23)	36	(41)	2.0	(0.0)	73.0	(87.0)	1.33	(1.49)	51.6	(64.7)
電気・ガス・熱供給	2	(4)	219.0	(376.0)	0	(1)	1	(1)	0.0	(0.0)	1.0	(3.0)	0.46	(0.80)	50.0	(50.0)
情報通信業	15	(14)	2,366.5	(2,265.0)	5	(7)	10	(7)	1.0	(0.0)	20.5	(21.0)	0.87	(0.93)	33.3	(35.7)
運輸業、郵便業	70	(61)	11,682.5	(9,708.0)	30	(38)	112	(107)	12.0	(0.0)	178.0	(183.0)	1.52	(1.89)	51.4	(60.7)
卸売業、小売業	102	(97)	20,652.5	(18,692.0)	59	(50)	146	(138)	53.0	(4.0)	290.5	(240.0)	1.41	(1.28)	36.3	(29.9)
金融業、保険業	11	(10)	8,509.0	(7,377.0)	38	(31)	46	(46)	5.0	(0.0)	124.5	(108.0)	1.46	(1.46)	9.1	(20.0)
不動産業、物品賃 貸業	8	(9)	1,145.0	(1,177.0)	2	(1)	5	(5)	1.0	(0.0)	9.5	(7.0)	0.83	(0.59)	25.0	(33.3)
学術研究、専門・技 術サービス業	10	(8)	1,462.5	(1,245.0)	3	(4)	11	(7)	1.0	(0.0)	17.5	(15.0)	1.20	(1.20)	50.0	(37.5)
宿泊業、飲食サー ビス業	19	(18)	6,145.5	(5,240.0)	29	(29)	40	(38)	22.0	(5.0)	109.0	(98.5)	1.77	(1.88)	52.6	(61.1)
生活関連サービ ス業、娯楽業	34	(31)	6,761.5	(6,501.0)	37	(34)	50	(40)	8.0	(0.0)	128.0	(108.0)	1.89	(1.66)	29.4	(29.0)
教育、学習支援業	14	(14)	2,007.5	(1,867.0)	3	(3)	14	(11)	1.0	(0.0)	20.5	(17.0)	1.02	(0.91)	35.7	(28.6)
医療福祉	157	(137)	24,785.0	(19,780.0)	96	(79)	242	(180)	72.0	(16.0)	470.0	(346.0)	1.90	(1.75)	65.0	(62.0)
複合サービス事業	20	(23)	5,527.0	(5,917.0)	21	(15)	34	(38)	0.0	(0.0)	76.0	(68.0)	1.38	(1.15)	50.0	(30.4)
サービス業	79	(72)	9,334.5	(8,653.0)	18	(20)	55	(55)	12.0	(0.0)	97.0	(95.0)	1.04	(1.10)	36.7	(41.7)
計	884	(833)	164,616.5	(148,343.0)	572	(530)	1,237	(1,150)	215.0	(29.0)	2,488.5	(2,224.5)	1.51	(1.50)	49.4	(49.8)

注) 第1表と同じ

(第4表)

三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.1%）

（平成23年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県知事部局	5,210.5	123.5	2.37	0.0	
三重県病院事業庁	685.0	11.0	1.61	3.0	
三重県企業庁	167.5	4.0	2.39	0.0	
計	6,063.0	138.5	2.28	3.0	

三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.1%）

（平成23年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県警察	366.0	9.0	2.46	0.0	

三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.0%）

（平成23年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県教育委員会	11,068.0	193.0	1.74	28.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(第5表)

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.1%)

(平成23年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市	1,006.5	19.5	1.94	1.5	注4.特例認定あり
いなべ市	400.5	7.0	1.75	1.0	
四日市市	1,626.0	37.0	2.28		注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,219.0	19.5	1.60	5.5	
亀山市	418.0	11.0	2.63		
伊賀市	864.0	15.0	1.74	3.0	
名張市	512.5	11.0	2.15		
津市	2,282.0	54.0	2.37		注4.特例認定あり
松阪市	1,296.0	23.0	1.77	4.0	
伊勢市	740.0	16.0	2.16		
鳥羽市	261.0	5.0	1.92		
志摩市	695.5	14.0	2.01		注4.特例認定あり
尾鷲市	301.0	5.0	1.66	1.0	H23.7.11に法定雇用率達成
熊野市	206.0	6.0	2.91		
計	11,828.0	243.0	2.05	16.0	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
木曾岬町	81.5	0.0	0.00	1.0	
東員町	141.0	6.0	4.26		
菟野町	236.0	1.0	0.42	3.0	
朝日町	116.5	0.5	0.43	1.5	
川越町	81.0	2.0	2.47		
明和町	138.0	1.0	0.72	1.0	
多気町	127.0	2.0	1.57		
玉城町	139.0	2.0	1.44		
度会町	100.0	2.0	2.00		
南伊勢町	355.5	4.0	1.13	3.0	
大紀町	181.0	7.0	3.87		
大台町	133.0	1.0	0.75	1.0	
紀北町	183.0	5.0	2.73		
御浜町	159.5	3.0	1.88		
紀宝町	103.0	1.0	0.97	1.0	
計	2,275.0	37.5	1.65	11.5	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
四日市市上下水道局	187.5	4.0	2.13		
鈴鹿市水道局	69.0	1.0	1.45		
松阪市水道部	82.5	2.0	2.42		
伊賀市水道部	53.0	1.0	1.89		
市立伊勢総合病院	227.0	1.0	0.44	3.0	
市立四日市病院	320.0	8.0	2.50		
四日市港管理組合	100.5	2.0	1.99		
紀南病院組合	212.0	2.0	0.94	2.0	
計	1,251.5	21.0	1.68	5.0	

市町等計	15,354.5	301.5	1.96	32.5	
------	----------	-------	------	------	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
いなべ市教育委員会	121.5	2.0	1.65		
鈴鹿市教育委員会	291.5	3.0	1.03	3.0	
亀山市教育委員会	55.0	1.0	1.82		
伊賀市教育委員会	133.0	3.0	2.26		
名張市教育委員会	98.0	2.0	2.04		
松阪市教育委員会	248.5	9.0	3.62		
伊勢市教育委員会	131.0	1.0	0.76	1.0	
尾鷲市教育委員会	89.0	1.0	1.12		
計	1,167.5	22.0	1.88	4.0	

総計	16,522.0	323.5	1.96	36.5	
----	----------	-------	------	------	--

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市民病院	253.5	1.0	0.39	4.0	
三重県立看護大学	50.0	2.0	4.00		

国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重大学	1,891.5	39.0	2.06		

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。(当表において、0.0人は空白)
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
- ②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
- ③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
- ④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 1.8%
		（56人以上規模の企業）
		特殊法人 2.1%
		（労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人）
○ 国、地方公共団体	2.1%
		（48人以上規模の機関）
○ 都道府県等の教育委員会	2.0%
		（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント
 ◎ = 2カウント
 △ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて
- 短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	14
(2)	企業規模別の雇用状況	15
(3)	産業別の雇用状況	16
(4)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
(5)	都道府県別の実雇用率等の状況	21
2	三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況	
(1)	県の機関（法定雇用率 2.1%）	22
(2)	市町の機関（法定雇用率 2.1%）	23
(3)	県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	24

1 三重県の民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 884 (833)	人 164,616.5 (148,343.0)	人 572 (530)	人 116 (92)	人 1,121 (1,058)	人 215.0 (29.0)	人 2,488.5 (2,224.5)	人 234.0 (159.5)	% 1.51 (1.50)	企業 437 (415)	% 49.4 (49.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 2,488.5 (2,224.5)	人 466 (436)	人 96 (72)	人 835 (815)	人 112 (-)	人 1,919.0 (1,759.0)	人 150 (126)	人 106 (94)	人 20 (20)	人 216 (189)	人 53 (-)	人 474.5 (397.0)	人 54 (26)	人 70 (54)	人 50.0 (29.0)	人 95.0 (68.5)	人 30.0 (7.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 884 (833)	人 164,616.5 (148,343.0)	人 572 (530)	人 116 (92)	人 1,121 (1,058)	人 215.0 (29.0)	人 2,488.5 (2,224.5)	人 234.0 (159.5)	% 1.51 (1.50)	企業 437 (415)	% 49.4 (49.8)
56～ 100人未満	企業 394 (360)	人 28,542.0 (26,076.0)	人 73 (70)	人 27 (16)	人 229 (216)	人 46.0 (1.0)	人 425.0 (372.5)	人 38.0 (32.0)	% 1.49 (1.43)	企業 195 (182)	% 49.5 (50.6)
100～ 300人未満	358 (350)	56,270.5 (53,454.0)	173 (160)	27 (27)	354 (365)	74.0 (11.0)	764.0 (717.5)	74.5 (64.5)	1.36 (1.34)	176 (173)	49.2 (49.4)
300～ 500人未満	87 (78)	30,856.5 (26,458.0)	99 (88)	18 (13)	213 (181)	25.0 (7.0)	441.5 (373.5)	36.0 (27.5)	1.43 (1.41)	41 (33)	47.1 (42.3)
500～ 1000人未満	32 (33)	20,802.0 (20,124.0)	86 (83)	18 (17)	140 (146)	30.0 (3.0)	345.0 (330.5)	25.5 (12.5)	1.66 (1.64)	18 (20)	56.3 (60.6)
1,000以上	13 (12)	28,145.5 (22,231.0)	141 (129)	26 (19)	185 (150)	40.0 (7.0)	513.0 (430.5)	60.0 (23.0)	1.82 (1.94)	7 (7)	53.8 (58.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 2,488.5 (2,224.5)	人 466 (436)	人 96 (72)	人 835 (815)	人 112 (-)	人 1,919.0 (1,759.0)	人 150 (126)	人 106 (94)	人 20 (20)	人 216 (189)	人 53 (0)	人 474.5 (397.0)	人 54 (26)	人 70 (54)	人 50 (29)	人 95.0 (68.5)	人 30.0 (7.5)
56～ 100人未満	人 425.0 (372.5)	人 50 (49)	人 23 (13)	人 160 (149)	人 20 (-)	人 293.0 (260.0)		人 23 (21)	人 4 (3)	人 59 (58)	人 15 (-)	人 116.5 (103.0)		人 10 (9)	人 11 (1)	人 15.5 (9.5)	
100～ 300人未満	764.0 (717.5)	138 (130)	22 (20)	276 (290)	40 (-)	594.0 (570.0)		35 (30)	5 (7)	56 (54)	19 (-)	140.5 (121.0)		22 (21)	15 (11)	29.5 (26.5)	
300～ 500人未満	441.5 (373.5)	89 (81)	12 (8)	175 (145)	17 (-)	373.5 (315.0)		10 (7)	6 (5)	28 (25)	2 (-)	55.0 (44.0)		10 (11)	6 (7)	13.0 (14.5)	
500～ 1000人未満	345.0 (330.5)	76 (73)	13 (13)	105 (115)	15 (-)	277.5 (274.0)		10 (10)	5 (4)	26 (28)	7 (-)	54.5 (52.0)		9 (3)	8 (3)	13.0 (4.5)	
1,000以上	513.0 (430.5)	113 (103)	26 (18)	119 (116)	20 (-)	381.0 (340.0)		28 (26)	0 (1)	47 (24)	10 (-)	108.0 (77.0)		19 (10)	10 (7)	24.0 (13.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者					
産業計	企業 884 (833)	人 164,616.5 (148,343.0)	人 572 (530)	人 116 (92)	人 1,121 (1,058)	人 215.0 (29.0)	人 2,488.5 (2,224.5)	人 234.0 (159.5)	% 1.51 (1.50)	企業 437 (415)	% 49.4 (49.8)
農、林、漁業	5 (4)	535.5 (392.0)	2 (1)	1 (1)	5 (5)	0.0 (1.0)	10.0 (8.5)	0.0 (0.0)	1.87 (2.17)	3 (2)	60.0 (50.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	2 (2)	494.5 (418.0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)	2.0 (0.0)	0.61 (0.72)	1 (1)	50.0 (50.0)
建設業	25 (21)	2,727.5 (2,337.0)	7 (8)	0 (-)	15 (14)	1.0 (0.0)	29.5 (30.0)	0.0 (0.0)	1.08 (1.28)	9 (9)	36.0 (42.9)
製造業	311 (308)	60,261.0 (56,398.0)	221 (208)	16 (22)	433 (434)	26.0 (3.0)	904.0 (873.5)	44.5 (30.0)	1.50 (1.55)	171 (176)	55.0 (57.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (4)	219.0 (376.0)	0 (1)	0 (-)	1 (1)	0.0 (0.0)	1.0 (3.0)	0.0 (0.0)	0.46 (0.80)	1 (2)	50.0 (50.0)
情報通信業	15 (14)	2,366.5 (2,265.0)	5 (7)	1 (-)	9 (7)	1.0 (0.0)	20.5 (21.0)	0.0 (8.0)	0.87 (0.93)	5 (5)	33.3 (35.7)
運輸業、郵便業	70 (61)	11,682.5 (9,708.0)	30 (38)	5 (4)	107 (103)	12.0 (0.0)	178.0 (183.0)	16.5 (19.0)	1.52 (1.89)	36 (37)	51.4 (60.7)
卸売業、小売業	102 (97)	20,652.5 (18,692.0)	59 (50)	17 (10)	129 (128)	53.0 (4.0)	290.5 (240.0)	23.0 (13.0)	1.41 (1.28)	37 (29)	36.3 (29.9)
金融業、保険業	11 (10)	8,509.0 (7,377.0)	38 (31)	10 (10)	36 (36)	5.0 (0.0)	124.5 (108.0)	18.0 (16.0)	1.46 (1.46)	1 (2)	9.1 (20.0)
不動産業、 物品賃貸業	8 (9)	1,145.0 (1,177.0)	2 (1)	0 (-)	5 (5)	1.0 (0.0)	9.5 (7.0)	0.0 (0.0)	0.83 (0.59)	2 (3)	25.0 (33.3)
学術研究、専門・ 技術サービス業	10 (8)	1,462.5 (1,245.0)	3 (4)	2 (3)	9 (4)	1.0 (0.0)	17.5 (15.0)	0.0 (1.0)	1.20 (1.20)	5 (3)	50.0 (37.5)
宿泊業、飲食サービス業	19 (18)	6,145.5 (5,240.0)	29 (29)	10 (11)	30 (27)	22.0 (5.0)	109.0 (98.5)	16.5 (2.0)	1.77 (1.88)	10 (11)	52.6 (61.1)
生活関連サービス業、 娯楽業	34 (31)	6,761.5 (6,501.0)	37 (34)	8 (6)	42 (34)	8.0 (0.0)	128.0 (108.0)	9.0 (6.0)	1.89 (1.66)	10 (9)	29.4 (29.0)
教育、学習支援業	14 (14)	2,007.5 (1,867.0)	3 (3)	0 (-)	14 (11)	1.0 (0.0)	20.5 (17.0)	4.0 (0.0)	1.02 (0.91)	5 (4)	35.7 (28.6)
医療、福祉	157 (137)	24,785.0 (19,780.0)	96 (79)	42 (23)	200 (157)	72.0 (16.0)	470.0 (346.0)	80.0 (42.5)	1.90 (1.75)	102 (85)	65.0 (62.0)
複合サービス事業	20 (23)	5,527.0 (5,917.0)	21 (15)	1 (1)	33 (37)	0.0 (0.0)	76.0 (68.0)	2.0 (6.0)	1.38 (1.15)	10 (7)	50.0 (30.4)
サービス業	79 (72)	9,334.5 (8,653.0)	18 (20)	3 (1)	52 (54)	12.0 (0.0)	97.0 (95.0)	18.5 (16.0)	1.04 (1.10)	29 (30)	36.7 (41.7)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	2,488.5 (2,224.5)	466 (436)	96 (72)	835 (815)	112 (-)	1,919.0 (1,759.0)	150.0 (126.0)	106 (94)	20 (20)	216 (189)	53 (-)	474.5 (397.0)	54.0 (26.0)	70 (54)	50 (29)	95.0 (68.5)	30.0 (7.5)
農、林、漁業	10.0 (8.5)	1 (0)	1 (1)	3 (3)	0 (-)	6.0 (4.0)		1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	4.0 (4.0)		0 (0)	0 (1)	0.0 (0.5)	
鉱業、採石業、砂利採取業	3.0 (3.0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (3.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	2.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	29.5 (30.0)	7 (7)	0 (0)	15 (14)	1 (-)	29.5 (28.0)		0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	904.0 (873.5)	199 (190)	14 (17)	290 (313)	16 (-)	710.0 (710.0)		22 (18)	2 (5)	116 (98)	6 (-)	165.0 (139.0)		27 (23)	4 (3)	29.0 (24.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1.0 (3.0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (3.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	20.5 (21.0)	5 (7)	1 (0)	8 (6)	1 (-)	19.5 (20.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
運輸業、郵便業	178.0 (183.0)	29 (38)	5 (4)	95 (91)	11 (-)	163.5 (171.0)		1 (0)	0 (0)	8 (8)	1 (-)	10.5 (8.0)		4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	
卸売業、小売業	290.5 (240.0)	41 (37)	13 (8)	89 (82)	30 (-)	199.0 (164.0)		18 (13)	4 (2)	32 (42)	15 (-)	79.5 (70.0)		8 (4)	8 (4)	12.0 (6.0)	
金融業、保険業	124.5 (108.0)	36 (29)	10 (10)	33 (34)	5 (-)	117.5 (102.0)		2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	5.0 (5.0)		2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	
不動産業、物品賃貸業	9.5 (7.0)	2 (1)	0 (0)	5 (5)	1 (-)	9.5 (7.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	17.5 (15.0)	3 (4)	2 (3)	8 (4)	1 (-)	16.5 (15.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	109.0 (98.5)	13 (11)	6 (8)	15 (16)	9 (-)	51.5 (46.0)		16 (18)	4 (3)	9 (8)	7 (-)	48.5 (47.0)		6 (3)	6 (5)	9.0 (5.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	128.0 (108.0)	17 (14)	8 (5)	33 (26)	4 (-)	77.0 (59.0)		20 (20)	0 (1)	7 (7)	1 (-)	47.5 (48.0)		2 (1)	3 (0)	3.5 (1.0)	
教育・学習支援業	20.5 (17.0)	3 (3)	0 (0)	13 (11)	1 (-)	19.5 (17.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
医療、福祉	470.0 (346.0)	76 (62)	33 (14)	150 (128)	23 (-)	346.5 (266.0)		20 (17)	9 (9)	37 (18)	22 (-)	97.0 (61.0)		13 (11)	27 (16)	26.5 (19.0)	
複合サービス事業	76.0 (68.0)	18 (13)	1 (1)	31 (32)	0 (-)	68.0 (59.0)		3 (2)	0 (0)	1 (3)	0 (-)	7.0 (7.0)		1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	
サービス業	97.0 (95.0)	16 (18)	2 (1)	45 (48)	9 (-)	83.5 (85.0)		2 (2)	1 (0)	3 (2)	1 (-)	8.5 (6.0)		4 (4)	2 (0)	5.0 (4.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	人					
製造業計	企業 311 (308)	人 60,261.0 (56,398.0)	人 221 (208)	人 16 (22)	人 433 (434)	人 26.0 (3.0)	人 904.0 (873.5)	人 44.5 (30.0)	% 1.50 (1.55)	企業 171 (176)	% 55.0 (57.1)	
食料品・たばこ	企業 50 (50)	人 9,254.0 (8,854.0)	人 33 (26)	人 4 (8)	人 80 (94)	人 6.0 (2.0)	人 153.0 (155.0)	人 7.0 (4.0)	% 1.65 (1.75)	企業 33 (35)	% 66.0 (70.0)	
繊維・衣服	6 (8)	526.0 (706.0)	2 (4)	0 (-)	6 (7)	0.0 (0.0)	10.0 (15.0)	0.0 (1.0)	1.90 (2.12)	3 (5)	50.0 (62.5)	
木材・家具	5 (3)	482.0 (313.0)	0 (-)	0 (-)	6 (6)	0.0 (0.0)	6.0 (6.0)	0.0 (0.0)	1.24 (1.92)	3 (3)	60.0 (100.0)	
ヘルプ・紙・印刷	6 (7)	756.5 (1,127.0)	2 (7)	0 (-)	0 (3)	0.0 (0.0)	4.0 (17.0)	0.0 (2.0)	0.53 (1.51)	1 (3)	16.7 (42.9)	
化学工業	31 (33)	4,796.0 (4,962.0)	10 (10)	1 (1)	38 (39)	2.0 (0.0)	60.0 (60.0)	1.5 (0.0)	1.25 (1.21)	15 (16)	48.4 (48.5)	
窯業・土石	14 (14)	2,427.5 (2,210.0)	9 (7)	0 (-)	15 (15)	2.0 (0.0)	34.0 (29.0)	0.5 (1.0)	1.40 (1.31)	7 (6)	50.0 (42.9)	
鉄鋼	3 (4)	407.5 (463.0)	1 (1)	0 (1)	3 (3)	0.0 (0.0)	5.0 (6.0)	0.0 (0.0)	1.23 (1.30)	2 (3)	66.7 (75.0)	
非鉄金属	7 (7)	583.0 (530.0)	1 (-)	0 (-)	1 (3)	1.0 (0.0)	3.5 (3.0)	0.0 (0.0)	0.60 (0.57)	2 (3)	28.6 (42.9)	
金属製品	25 (23)	3,184.0 (2,976.0)	16 (13)	2 (2)	22 (20)	0.0 (0.0)	56.0 (48.0)	11.0 (0.0)	1.76 (1.61)	15 (13)	60.0 (56.5)	
電気機械	49 (46)	18,824.0 (10,033.0)	86 (40)	5 (4)	128 (77)	10.0 (0.0)	310.0 (161.0)	9.5 (6.0)	1.65 (1.60)	28 (26)	57.1 (56.5)	
その他機械	84 (79)	13,516.0 (18,398.0)	43 (77)	4 (5)	98 (127)	3.0 (1.0)	189.5 (286.5)	12.0 (10.0)	1.40 (1.56)	46 (41)	54.8 (51.9)	
その他	31 (34)	5,504.5 (5,826.0)	18 (23)	0 (1)	36 (40)	2.0 (0.0)	73.0 (87.0)	3.0 (6.0)	1.33 (1.49)	16 (22)	51.6 (64.7)	

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 904.0 (873.5)	人 199 (190)	人 14 (17)	人 290 (313)	人 16 (0)	人 710.0 (710.0)	人 22 (18)	人 2 (5)	人 116 (98)	人 6 (0)	人 165.0 (139.0)	人 27 (23)	人 4.0 (3.0)	人 29.0 (24.5)
食料品・たばこ	人 153.0 (155.0)	人 25 (22)	人 3 (5)	人 40 (59)	人 5 (-)	人 95.5 (108.0)	人 8 (4)	人 1 (3)	人 34 (32)	人 0 (-)	人 51.0 (43.0)	人 6 (3)	人 1.0 (2.0)	人 6.5 (4.0)
繊維工業	人 10.0 (15.0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 5 (5)	人 0 (-)	人 5.0 (5.0)	人 2 (4)	人 0 (-)	人 0 (1)	人 0 (-)	人 4.0 (9.0)	人 1 (1)	人 0.0 (0.0)	人 1.0 (1.0)
木材・家具	人 6.0 (6.0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 4 (5)	人 0 (-)	人 4.0 (5.0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 2 (1)	人 0 (-)	人 2.0 (1.0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 4.0 (17.0)	人 2 (7)	人 0 (-)	人 0 (3)	人 0 (-)	人 4.0 (17.0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
化学工業	人 60.0 (60.0)	人 9 (9)	人 1 (1)	人 28 (32)	人 2 (-)	人 48.0 (51.0)	人 1 (1)	人 0 (-)	人 8 (5)	人 0 (-)	人 10.0 (7.0)	人 2 (2)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (2.0)
窯業・土石	人 34.0 (29.0)	人 9 (7)	人 0 (-)	人 11 (12)	人 1 (-)	人 29.5 (26.0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 2 (2)	人 0 (-)	人 2.0 (2.0)	人 2 (1)	人 1.0 (0.0)	人 2.5 (1.0)
鉄鋼	人 5.0 (6.0)	人 0 (-)	人 0 (1)	人 1 (1)	人 0 (-)	人 1.0 (2.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (-)	人 4.0 (4.0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
非鉄金属	人 3.5 (3.0)	人 1 (-)	人 0 (-)	人 1 (3)	人 1 (-)	人 3.5 (3.0)	人 0 (-)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
金属製品	人 56.0 (48.0)	人 14 (11)	人 2 (2)	人 14 (14)	人 0 (-)	人 44.0 (38.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 8 (6)	人 0 (-)	人 12.0 (10.0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
電気機械	人 310.0 (161.0)	人 86 (40)	人 5 (4)	人 90 (52)	人 3 (-)	人 268.5 (136.0)	人 0 (-)	人 0 (-)	人 27 (20)	人 6 (-)	人 30.0 (20.0)	人 11 (5)	人 1.0 (0.0)	人 11.5 (5.0)
その他機械	人 189.5 (286.5)	人 38 (73)	人 3 (4)	人 73 (95)	人 2 (-)	人 153.0 (245.0)	人 5 (4)	人 1 (1)	人 20 (23)	人 0 (-)	人 31.0 (32.0)	人 5 (9)	人 1.0 (1.0)	人 5.5 (9.5)
その他	人 73.0 (87.0)	人 15 (21)	人 0 (-)	人 23 (32)	人 2 (-)	人 54.0 (74.0)	人 3 (2)	人 0 (1)	人 13 (6)	人 0 (-)	人 19.0 (11.0)	人 0 (2)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (2.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	
規模計	447 (100.0%)	307 (68.7%)	80 (17.9%)	30 (6.7%)	18 (4.0%)	11 (2.5%)	1 (0.2%)	278 (62.2%)
56-99.5人	205 (100.0%)	205 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	198 (96.6%)
100-299.5人	182 (100.0%)	91 (50.0%)	69 (37.9%)	16 (8.8%)	5 (2.7%)	1 (0.5%)	— —	80 (44.0%)
300-499.5人	42 (100.0%)	8 (19.0%)	9 (21.4%)	11 (26.2%)	10 (23.8%)	4 (9.5%)	— —	0 (0.0%)
500-999.5人	13 (100.0%)	3 (23.1%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)
1,000人以上	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

対前年増減については、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.65	△0.03	45.3	△1.7	34,102	75,313
北海道	1.73	△0.12	48.7	△4.3	1,339	2,749
青森	1.67	△0.04	46.8	△2.6	333	712
岩手	1.77	△0.09	51.6	△1.6	384	744
宮城	1.60	△0.02	46.0	△1.3	504	1,096
秋田	1.53	△0.05	50.8	△1.2	289	569
山形	1.55	△0.03	50.1	△2.4	374	746
福島	1.59	△0.02	46.8	0.9	487	1,040
茨城	1.54	△0.06	47.6	△3.4	569	1,195
栃木	1.58	0.00	49.7	0.5	438	881
群馬	1.55	△0.07	46.4	△5.2	517	1,114
埼玉	1.51	△0.08	39.0	△1.4	921	2,362
千葉	1.57	△0.03	46.1	△3.3	791	1,717
東京	1.61	△0.02	32.2	△0.8	5,089	15,798
神奈川	1.56	△0.06	42.4	△3.4	1,544	3,640
新潟	1.54	△0.03	46.1	△1.4	664	1,439
富山	1.65	△0.03	54.7	△4.2	467	854
石川	1.56	△0.06	52.4	△1.5	417	796
福井	2.19	△0.06	55.1	0.2	313	568
山梨	1.67	0.00	48.7	△0.9	226	464
長野	1.82	0.04	57.0	0.1	757	1,328
岐阜	1.65	△0.08	52.2	△2.1	614	1,176
静岡	1.61	△0.07	46.0	△3.1	1,044	2,268
愛知	1.59	△0.04	42.8	△2.0	2,031	4,743
三重	1.51	0.01	49.4	△0.4	437	884
滋賀	1.60	△0.09	50.4	△6.1	317	629
京都	1.78	△0.04	48.1	△1.4	688	1,429
大阪	1.63	△0.04	43.8	△0.7	2,742	6,266
兵庫	1.72	△0.09	52.3	△4.3	1,402	2,681
奈良	2.08	△0.00	55.1	△2.0	253	459
和歌山	1.82	△0.10	58.9	△3.5	268	455
鳥取	1.78	△0.05	56.4	△3.2	204	362
島根	1.84	0.01	62.6	△2.0	280	447
岡山	1.74	△0.12	50.1	△3.8	578	1,154
広島	1.77	△0.06	49.1	△1.9	885	1,802
山口	2.24	△0.04	52.8	△2.4	399	755
徳島	1.67	△0.00	55.8	△1.2	198	355
香川	1.71	△0.03	60.1	1.0	399	664
愛媛	1.64	△0.05	48.2	△4.3	376	780
高知	1.88	△0.02	55.5	△3.9	226	407
福岡	1.63	△0.08	49.1	△2.0	1,387	2,823
佐賀	2.16	△0.02	68.1	0.1	316	464
長崎	2.04	△0.04	58.1	△1.6	440	757
熊本	2.00	0.02	56.5	△2.5	536	948
大分	2.00	△0.16	59.1	△1.0	377	638
宮崎	1.94	△0.09	61.1	△8.3	367	601
鹿児島	1.93	△0.12	61.3	△0.4	538	878
沖縄	1.80	△0.06	55.8	△0.6	377	676

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
県の機関	機関 3 (3)	人 6,063.0 (4,982.0)	人 43 (39)	人 1 (1)	人 51 (53)	人 1 (0)	人 138.5 (132.0)	人 4.5 (10.0)	% 2.28 (2.65)	機関 2 (3)	% 66.7 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者である短時間勤務職員	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県の機関	人 138.5 (132.0)	人 43 (39)	人 1 (1)	人 47 (49)	人 0 (-)	人 134.0 (128.0)	人 4.0 (9.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 1 (-)	人 2.5 (2.0)	人 0.5 (1.0)	人 2 (2)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者に精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
市町の機関	機関 45	人 16,522.0	人 77	人 1	人 167	人 3	人 323.5	人 20.0	% 1.96	機関 28	% 62.2
	(45)	(14,703.0)	(81)	(0)	(163)	(0)	(325.0)	(15.0)	(2.21)	(33)	(73.3)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町の機関	人 323.5	人 76	人 1	人 149	人 3	人 303.5	人 19.0	人 1	人 0	人 12	人 0	人 14.0	人 0.0	人 6	人 0.0	人 6.0	人 1.0
	(325.0)	(80)	(0)	(148)	(-)	(308.0)	(13.0)	(1)	(0)	(11)	(-)	(13.0)	(2.0)	(4)	(0.0)	(4.0)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当でない状況である。

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数						③ 実雇用率 E÷②× 100
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分	
県教育委員会	人 11,068.0	人 56	人 2	人 78	人 2	人 193.0	人 7.0	% 1.74
	(9,555.0)	(51)	(0)	(74)	(0)	(176.0)	(3.0)	(1.84)

注 2(1)①の表と同じ